

# 青森県報

第千九百一十一号

平成十三年八月二十二日(水曜日)

## 目次

### 告示

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課)…一

### 公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課)…一

○大規模小売店舗の変更の届出……………(同)…二

### 収用委員会

○公示送達……………(監理課)…三

## 告示

### 青森県告示第四百八十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成十三年八月二十二日

青森県知事 木村守男

第三号の表中

## 公告

### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年八月二十二日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース階上店

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四三の一七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦 紘一

大規模小売店舗の新設をする日

平成十四年六月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、二二七平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一五三台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐車場の位置及び収容台数

四五台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

二六六平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

九八立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 (平日・土曜日) 午前十時

(日祝祭日) 午前九時

閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(平日・土曜日) 午前九時三十分から午後九時十五分まで

(日祝祭日) 午前八時三十分から午後九時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口二か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後七時まで

八 届出年月日

平成十三年八月九日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び階上町役場

2 期間

平成十三年八月二十二日から同年十二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十三年十二月二十二日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年八月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン柏ショッピングセンター

西津軽郡柏村大字稲盛字幾世四一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

- 代表取締役社長 川戸 義晴
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ジャスコ株式会社  
東京都千代田区神田錦町一丁目一
- 代表取締役社長 岡田 元也 外四十七者
- 変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項				大規模小売店舗内の店舗面積の合計	当該店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	区分	変更前	変更後	変更年月日
		駐車場の位置及び収容台数	駐車場の位置及び収容台数	駐車場の位置及び収容台数	駐車場の位置及び収容台数						
七か所	閉店時刻 午後九時	二七三立方メートル	五〇五平方メートル	一五一台	一、六五二台	二〇、四八六平方メートル	ジャスコ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一 代表取締役社長 岡田元也 外四十七者	変	更	前	
十一か所	閉店時刻 午後十一時	三三五立方メートル	一、〇三五平方メートル	三九五台	一、九七〇台	三三、一三二平方メートル	ジャスコ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一 代表取締役社長 岡田元也 ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区中央三条二丁目一の四一 代表取締役 石黒靖 外四十七者	変	更	後	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成 一四・四・一〇	変	更	年月日	

- ※駐車場の位置については、届出書の添付図面のとおり。
- 五 届出年月日  
平成十三年八月八日
- 六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所 青森県商工観光労働部経営振興課及び柏村役場

2 期間 平成十三年八月二十二日から同年十二月二十二日まで

3 時間 午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、柏村役場にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十三年十二月二十二日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

収用委員会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により、次の書類を送達するにあたり、同法施行令第四条第二項の規定によることのできないの

で、同法施行令第五条第二項の規定により公示送達する。

平成十三年八月二十二日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 送達すべき書類の名称

平成十三年八月九日付け権利取得裁決書

二 送達を受けるべき者

別紙のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

青森県収用委員会事務局(青森県県土整備部監理課内)

別紙 公示送達名宛人

土地の所在	氏名	住所
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川225	相馬才吉	不明
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川228	青山仁太郎	不明
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川229	三上勇伯	不明
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川234	相馬重太郎	不明
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川237	松森喜代吉	不明
青森県北津軽郡板柳町大字小幡字柳川121	(亡)布施定吉 相続人 布施盛雄	不明

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	-------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭